

高原町総合運動公園指定管理者募集要綱

1 指定管理者の公募

高原町が設置した高原町総合運動公園の有料公園施設等（以下「有料公園施設等」という。）の設置目的をより効果的に達成するために当該施設の一括管理等を行う指定管理者を次のとおり募集する。

2 対象施設の概要

施設名称	高原町総合運動公園
所在地	高原町大字西麓字立山709番9 外
敷地面積	約25.60ha
使用期間	各年度：4月1日～翌年3月31日
主な施設	<ul style="list-style-type: none">・サッカー広場（有料公園施設）・ふれあい広場（有料公園施設）・ちびっこ広場（有料公園施設）・多目的芝生広場（有料公園施設）・運動用具倉庫（有料公園施設）・管理用機械倉庫・備品倉庫・屋外トイレ（3棟）・第1駐車場・第2駐車場・園路

3 指定管理者が行う管理基準

（1）基本方針

ア 高原町総合運動公園は、町民の健全な余暇活動、健康増進を図ることをはじめ、スポーツを通じた合宿誘致やスポーツイベント等の開催など観光面と連携し、本町への経済波及効果を高める施設としての機能を十分発揮することを深く認識し、利用者（町内外）にとって快適な環境づくり及び利用の幅広い促進を目指すとともに、適正な管理運営に努め、地域住民の信頼に応えること。

イ 高原町総合運動公園は、町民等が広く利用する「公の施設」であるため、指定管理者は管理運営の遂行にあたり、利用の許可は公平かつ公正に行うこと。

ウ 指定管理者は、有料公園施設等について、日常又は定期的に必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持し、利用者の安全確保に努めること。

（2）利用時間及び休業日

ア 利用時間 午前8時30分から午後5時まで
（ただし、災害等緊急の場合はこの限りではない）

イ 休業日 休業日は設けないこととする。

※ただし、指定管理者が施設の有効利用と利用者の利便性向上に有効と判断するときは、町長の承認を受けて利用時間を延長又は短縮し、若しくは臨時に開業又は休業することができる。

※利用時間及び休業日については、住民サービスの向上や費用対効果等の観点から、応募者で十分検討の上、事業計画書において提案すること。

(3) 利用の許可等

ア 指定管理者は、有料公園施設等の利用をしようとする者から、あらかじめ利用申請をさせなければならない。

イ 指定管理者は、アの申請があり適当と認められる場合は利用の許可を行うこと。この際、管理上必要な条件を付することができる。

また、以下の基準に該当するときは許可しないことができる。

(ア) 高原町総合運動公園における公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(イ) 有料公園施設等をき損し又は、滅失するおそれがあると認められるとき。

(ウ) その他使用させることが施設の管理上支障があると認められるとき。

ウ 指定管理者は、イの利用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は、管理上支障があると認めるときは、許可を取り消し、若しくは変更し又は、利用を停止することができる。

(ア) 高原町都市公園条例又は規則に違反したとき。

(イ) イで許可に付した条件に違反したとき。

(ウ) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 法令等の遵守

指定管理者は、有料公園施設等の管理業務を行うにあたり、次に掲げる法令等を厳守するものとする。

ア 地方自治法

イ 高原町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例及び高原町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則

ウ 高原町都市公園条例

エ 高原町情報公開条例

オ 個人情報の保護に関する法律及び高原町個人情報保護条例

カ 高原町行政手続条例

キ 労働基準法

ク 消防法その他建築物の管理に関して必要な法令

ケ 上記のほか、管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

(5) 情報公開

指定管理者は、高原町情報公開条例の定めるところにより、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び高原町個人情報保護

条例の定めるところにより、管理業務に関して個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

また、同法律、条例、別途協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(7) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に使用してならない。また指定期間終了後も同様の取扱いとする。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意すること。

(8) 行政手続条例の適用

指定管理者は、有料公園施設等を利用しようとする者の申請に対して、許可、不許可その他の処分を行う行政庁として、高原町行政手続条例の適用を受けるものとする。

(9) 危機管理対応

ア 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態が生じたときは、必要な応急措置を講じるとともに、直ちに町に報告し、その対応方法について町と協議すること。

イ 指定管理者は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、省エネルギー、省資源、廃棄物減量、リサイクル促進等環境負荷の軽減に努めること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 有料公園施設等の管理運営

施設の管理運営に関する業務は次のとおりであるが、管理運営は有料公園施設等を常に清潔に保ち、かつ利用者が安全快適に利用できるよう関係法令に定める基準を満たすものとする。

なお、指定管理者が行う管理業務の全部又は主要部分の処理を第三者に請け負わせ又は委託してはならない。ただし、設備点検、清掃、警備等の一部の業務について町の承認を受けたときはこの限りではない。

ア 利用の受付及び利用料金の徴収に関する業務

イ 電気設備等の維持管理に関する業務

ウ 清掃（施設内、敷地内）及び植栽管理に関する業務

エ 駐車場維持管理及び有料公園施設等周辺の交通巡視に関する業務

オ 衛生管理に関する業務

カ 警備に関する業務

キ 備品の維持管理に関する業務

ク 有料公園施設等の遊具の監視に関する業務

ケ 利用統計、会計、経費の支払等の事務に関する業務

コ その他有料公園施設等の管理運営に必要な業務

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。なお、法人格の有無は問わない。

- (1) 会社更生法に定める更生手続又は民事再生法に定める再生手続を行っていないこと。
- (2) 団体の役員に破産者、法律行為を伴う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に罰せられている者がいないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (4) 高原町及び他の自治体等から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (6) 国税又は町税等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

※申請した法人等が応募資格を満たすかどうかを確認するため、関係機関に照会を行なう場合がある。

※指定管理者として選定された後、本町議会の議決後指定を受けるまでの間に、応募資格を満たさなくなった場合は、候補者としての資格を当然失うものとする。

6 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※ただし、法244条の2第11項の規定に基づき、町は、有料公園施設等の適正な管理を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

7 利用料金に関する事項

- (1) 有料公園施設等については、法第244条の2第8項に定める利用料金制度を適用し、指定管理者の収入とする。

なお、事業報告において、協定締結時の収支計画を超える収益を生じたときは、当該超過収益（増収分）の20%に相当する額を町に納入すること。

- (2) 利用料金の額は、条例に定められた額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて定めることとする。

8 指定管理料（以下「委託料」という。）

- (1) 町は、指定管理者に対して管理業務に必要な経費（人件費等）を予算の範囲内で委託料として支払うものとする。

- (2) 町が支払う委託料の基準上限額は5年間で92,500千円(単年度当たり18,500千円)であるため、この金額以内で事業計画・収支予算書の提案を行うこと。
- (3) 委託料の金額及び支払時期等詳細については、指定管理者と協議の上、双方で締結する協定において定めるものとする。
- (4) 天災等、指定管理者の責めに帰さない場合は、この限りではない。

9 自主事業の実施

指定管理者が自主事業を実施する場合は、次の事項を遵守し、あらかじめその内容を町に提案し承認を得なければならない。

- (1) 指定管理者が施設内で自主事業を実施する場合は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の費用と責任により、指定管理者の創意工夫を活かした事業を行うことができるものとする。
- (2) 指定管理者が自主事業を行う場合の施設の利用については、利用者における施設の使用に影響が無いように配慮するものとする。

10 経理に関する事項

有料公園施設等の管理に要する経費は、町から支払う委託料及び利用料金収入により賄うこととする。

- (1) 区分会計の独立と管理口座
施設管理に関する会計については、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経費帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理すること。
- (2) 事業報告書等の提出
 - ア 指定管理者は毎年度、事業報告書を作成し町長に提出すること。
 - イ 指定管理者は経営状況を明らかにする書類を作成し、町の求めに応じ、これを提示すること。
 - ウ 指定管理者は指定期間内の単年度ごとに、管理業務に関する日報、月報等の実績報告書を作成すること。
 - エ 指定管理者として作成した報告書等の帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存すること。
- (3) 損害賠償
町に施設設置者としての瑕疵があった場合及び指定管理者が、法第244条の2第3項及び第4項に規定された業務を運営する場合、その運営上もたらされる賠償責任については、町が賠償責任を負うこととする。
また、指定管理者が独自に事業を運営する場合、その運営上もたらされる賠償責任については、指定管理者が町又は第三者に対してその賠償責任を負うこととなるため、指定管理者の負担により賠償責任保険に加入することが望ましい。
- (4) 物品等の帰属
 - ア 町は、有料公園施設等にあらかじめ備え付けられた備品(町に帰属する備品に限る。)を、指定管理者に無償貸与する。

イ 指定管理者が、備品の買い替え又は新たに備品を備え付けようとする場合（指定管理者の費用負担で指定管理者への帰属）は、あらかじめ町と協議すること。

11 応募手続

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、以下の書類を正本1部、副本1部を提出すること。

なお、申請書等の様式及び関係資料は町のホームページ

(<http://www.town.takaharu.lg.jp/>) からダウンロードすることもできます。

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 指定期間内における管理業務に関する事業計画書

ウ 指定期間における管理業務に関する年間事業計画書

エ 指定期間内における管理業務に関する収支計画書

オ 定款、寄付行為、規約及びこれに準ずる書類

カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

キ 法人以外にあっては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記入した書類

ク 団体における過去3年間の収支決算書（貸借対照表、損益計算書等）

ケ 団体の概要（任意様式）

コ 団体役員名簿（氏名、生年月日、住所等）

サ 国税及び地方税に関する納税証明書又は完納証明書

(2) 受付期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月28日（火）まで
平日 午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法及び場所

持参又は郵送（書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと）により次の場所に提出すること。

〒889-4412

高原町大字西麓392番地 TEL0984-42-1484

高原町教育委員会教育総務課 社会教育係（高原町中央公民館内）

(4) 留意事項

ア 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとする。

イ 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

ウ 提出された申請書類は原則として返却しない。

(5) 質問事項の受付

募集要綱の内容等に関する質問を次のとおり受付する。

ア 質問事項の受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月10日（金）まで

イ 受付方法

質問票（別紙様式第5号）を次の方法で提出すること。

(ア) 質問内容をファックス又は電子メールで送付
※確認のため、質問書を送付した後、電話連絡すること。

ファックス 0984-42-3969

電子メール kyousou@town.takaharu.lg.jp

電話 0984-42-1484

ウ 質問に対する回答 令和7年10月17日(金)までに行う。

(6) 現地説明会

現地説明会を、次のとおり開催するため、参加を希望する場合は、上記連絡先に必ず予約をすること。

ア 開催日時 令和7年10月8日(水) 午後1時30分から

イ 開催場所 高原町総合運動公園

※予約がない場合は実施しない。

12 選定の基準

(1) 指定管理者候補者の選定は、次に示す選定基準に基づき行う。

ア 運営に関する基本方針が示され、観光施設及び有料公園施設等の条例等で定める利用者対象者の平等な利用が確保されていること。

イ 事業計画書の内容が、観光施設及び有料公園施設等の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

エ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

オ 地域経済への配慮、観光関係団体や各機関との連携が確保されていること。

カ 指定管理料に関すること

(2) 指定管理者候補者選定委員会において、書類審査を通過した申請者に対して、プレゼンテーションやヒアリングを実施し審査する。

(3) 審査内容

上記の基準に従って、次の内容を審査する。

アに関すること(15点)

(ア) 施設管理運営の基本方針

(イ) 施設管理運営体制

(ウ) 個人情報保護、情報公開への対応

(エ) 利用者の安全確保の手段(防災・防犯等)

イに関すること(20点)

(ア) 施設の設置目的等に対する理解及び対応

(イ) 利用拡大の取り組み内容

(ウ) 利用者サービス向上を図るための具体的手法

(エ) 利用者満足度の把握や苦情・要望への対応、改善取組

(オ) 施設の維持管理の内容及び適格性

ウに関すること(10点)

- (ア) 管理業務に係る経費の内容
- (イ) 経費の縮減に関する考え方・提案
- エ に関すること (20点)
 - (ア) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - (イ) 安定的な運営が可能となる人的能力
 - (ウ) 職員の能力育成 (研修体制)
 - (エ) 事故・災害等への対応 (安全管理・危機管理体制)
- オに関すること (5点)
 - (ア) 地域への貢献
 - (イ) 観光関係団体や各機関との連携確保
- カに関すること (30点)

13 リスク管理、責任分担に関する事項

町と指定管理者の管理業務に関するリスク分担については、原則として次のとおりとする。詳細については、町と指定管理者が締結する協定で定めることとする。

項 目	内 容 等	負 担 者	
		町	指定管理者
①施設、設備、備品、資料等の破損など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による破損等で小規模なもの (1件当たり10万円以内)		○
	第三者の行為、経年劣化等による破損等で大規模なもの (1件当たり10万円超)	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
②管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
③不可抗力への対応	不可抗力に起因する施設修繕 ※不可抗力とは暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象等をいう。	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの (事業中断等による経費増を含む)	△	△
④物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の			○

増			
⑤ 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理由から、管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増	○	
⑥ 事業終了時の対応（撤収、施設等の現状回復・引継ぎ）	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で取消しを受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継ぎに関する費用		○

14 原状回復義務

- (1) 指定管理者は施設等の変更をしようとするときは、あらかじめ町と協議すること。また、当該指定管理者の指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、町の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に回復すること。
- (2) 指定管理者は、施設等を汚損し損傷し又は亡失したときは、町の指示するところにより原状回復し又は損害を賠償すること。

15 申請後のスケジュール

- (1) 令和7年12月上旬 選定委員会の開催及び候補者の決定
- (2) 令和7年12月中旬 選定結果の通知
- (3) 令和8年3月上旬 指定管理者候補者の高原町議会の議決及び公表
- (4) 令和8年3月下旬 指定管理に伴う協定書締結

※協定の締結：町と指定管理者は業務の実施に当たって、高原町公の施設の指定管理者制度にかかる基本指針に定める事項等にて必要な協議を行い、協定を締結するものとする。

16 その他

- (1) 指定管理者は管理業務を開始する日までに、現在管理している事業者と事務引き継ぎを行うこととする。
なお、業務引き継ぎに要した経費は、全て指定管理者の負担とする。
- (2) 町が有料公園施設等を、災害の発生その他特別の事情により優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力するものとする。
- (3) 指定管理者は、施設借用者との協議を行い、施設の円滑な運営を行うこと。
- (4) 事業所税等の課税対象となる場合は、指定管理者において対応すること。
- (5) 議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。また、議会の議決が得られず指定管理者に指定できなかった場合においては、それまでに要した費用は一切補償しない。

◆参考法令等

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- 3 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 4 消防法（昭和23年法律第186号）
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）
- 6 民事再生法（平成11年法律第225号）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
（平成3年法律第77号）
- 8 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 9 高原町個人情報保護条例（平成2年高原町条例第12号）
- 10 高原町情報公開条例（平成13年高原町条例第13号）
- 11 高原町行政手続条例（平成8年高原町条例第22号）
- 12 高原町都市公園条例（昭和50年高原町条例第35号）
- 13 高原町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例
（平成17年高原町条例第25号）
- 14 高原町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則
（平成21年高原町規則第8号）